

2019年度

(第1号様式)

大阪市重度障がい者（児）スポーツ・文化振興基金  
「重度障がい者（児）スポーツ・文化振興助成事業」申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人  
大阪市障害者福祉・スポーツ協会  
理事長 山田 俊平 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

団体の所在地または活動地（大阪市内であること）  
\_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号(担当者) \_\_\_\_\_

下記の事業に対して、助成をお願い申し上げます。

|            |   |                |                          |
|------------|---|----------------|--------------------------|
| 事業名称       |   |                |                          |
| 事業構成人数     | 主催者   | 参加者（ボランティアを含む） | 全体のうち、<br>大阪市内在住者の割合     |
|            | 人   | 人              | %                        |
|            | (内、障がい者数: 人)  | (内、障がい者数: 人)   | (内、障がい者数: %)             |
| 事業内容       |   |                |                          |
| 開催地等       | 場所: _____<br>住所: _____<br>《大阪市内で開催されない場合、理由書: 別紙4を提出すること》 |                |                          |
| 助成申請<br>金額 | 円   | 事業の<br>予定期間    | 自 平成 年 月 日<br>至 平成 年 月 日 |
| 収支計画       | 別紙1のとおり   |                |                          |
| 他団体への申請    | 有 ・ 無   |                |                          |

※ 添付書類: ①関係書類(団体概要: 別紙2、決算書: 別紙3) ②定款、規約、会則等

## 収支計画

- ※ 収支計画は、本助成金も含めて記入してください。
- ※ 収支計画欄について、枠が足りない場合は別紙を添付してください。
- ※ 収入および支出は、〇人（〇個）×単価〇円＝〇〇円というように、個別の積算額まで記入してください。（ボランティア交通費を支給する場合、根拠を別紙 4 に記載してください。）
- ※ 対象内経費は、別紙「助成対象基準について」を参照してください。

|          | 収 入                                | 支 出            |
|----------|------------------------------------|----------------|
| 収支<br>計画 | 本助成金より _____円                      | <b>【対象内経費】</b> |
|          | 自己資金等 _____円                       |                |
|          | 自己資金等の内訳<br>・<br>・<br>・            |                |
|          |                                    |                |
|          |                                    | 小計 _____円      |
|          |                                    | <b>【対象外経費】</b> |
|          | 助成金の額は、<br>（対象内経費）の総額の 2 / 3 以内です。 | 小計 _____円      |
|          | 計 _____円                           | 計 _____円       |

## 団 体 概 要

|                  |                                |                    |              |
|------------------|--------------------------------|--------------------|--------------|
| 団 体 名            |                                |                    |              |
| 代 表 者 名          |                                |                    |              |
| 設 立 年 月 日        |                                |                    |              |
| 人 員 構 成          |                                | 役職員数               | その他（ボランティア等） |
|                  |                                | 人                  | 人            |
| 活<br>動<br>内<br>容 | 定款、規約、会則<br>等で定められて<br>いる団体の事業 |                    |              |
|                  | 過去の<br>活動実績                    | 平成<br>28<br>年<br>度 |              |
|                  |                                | 平成<br>29<br>年<br>度 |              |
|                  |                                |                    |              |

## 決 算 書

| 区 分           |    | 科 目 | 金 額 (円) |
|---------------|----|-----|---------|
| 平成 28<br>年度決算 | 収入 |     |         |
|               | 支出 |     |         |
|               | 差引 |     |         |
| 平成 29<br>年度決算 | 収入 |     |         |
|               | 支出 |     |         |
|               | 差引 |     |         |

## 大阪市内で開催されない理由書

## ボランティア交通費を支給する場合

◎ボランティア交通費は、2,000 円を上限とし、交通費の一律支給は、1,000 円を限度とする。

(例)

- ・〇〇に依頼し、〇〇会場まで 10 名×1,000 円 (一律支給 1,000 円)
- ・〇〇大学に依頼し、〇〇会場まで 10 名×1,600 円 (〇〇大学に依頼すると片道 800 円かかるため)

## 助成対象基準について

- 団体の所在地または活動拠点は、大阪市内であること。
- 助成対象事業を実施するために、真に必要な経費とする。
- 個人給付は原則として行わない。

### ◎ 助成対象経費とその留意点

| 助成対象経費    | 助成の対象となる経費の例<br>(対象内経費)   | 留意点など  |
|-----------|---|--|
| 謝金        | 雇用によるものではなく、個人に対して現金支給する報酬 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審判員、オフィシャル</li> <li>・ 講師</li> <li>・ 医師・看護師等医療従事者</li> <li>・ 手話通訳、車両等運転手</li> <li>・ イベント等出演者</li> <li>・ 研究、調査に対する謝金</li> <li>・ 執筆者に対する原稿料</li> <li>・ その他事業で必要と認められた謝金</li> </ul> | <b>【対象とならない謝金の例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 打ち合わせに係る経費</li> <li>・ 菓子折りなどの物品による謝礼</li> <li>・ 賞品券など金券による謝礼</li> <li>・ 本申請書作成に係る謝金</li> <li>・ 申請事業がすべて謝金の場合</li> </ul>  |
| 旅費        | 個人に現金支給する助成事業実施に必要な移動経費及び宿泊費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝金で認めた者のうち、申請者が旅費の支給が適正と認めた者</li> <li>・ ボランティア交通費と宿泊料</li> <li>・ 事業推進に必要な軽易な交通費</li> </ul>  | ・ ボランティア交通費については、2,000 円を上限とし、交通費の一律支給は、1,000 円を限度とする。<br><b>※ 交通費を支給する場合、根拠を別紙 4 に記載</b><br><b>【対象とならない旅費】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電車のグリーン車料金、航空機の特別料金</li> <li>・ 宿泊に伴う食事代、電話代</li> <li>・ 通勤手当が支給されている区間の交通費</li> <li>・ プリペイドカードによる支給</li> <li>・ タクシー代（特別な事由がある場合認める）</li> </ul> |
| 借料<br>損料  | 助成事業に係る物品の借上げ料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場代</li> <li>・ パソコン、プリンター、スクリーン等</li> <li>・ コピー機、ファクシミリ、携帯電話</li> <li>・ スポーツ用具、用品</li> <li>・ 大会運営用具（椅子・机・テント等）</li> </ul>  | ・ 単価 20,000 円を超える物品を借り上げる際は、複数業者の比較見積にて価格比較を行うこと。  |
| 会場<br>借上料 | 外部で行う大会、イベント、講習会、研究会の会場使用料、音響設備・機材の使用料等   |  |
| 印刷<br>製本費 | 助成事業に必要な印刷に係る経費等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報に係る印刷費（ポスター、チラシ）</li> <li>・ 大会、イベント、研究に係る印刷費（プログラム、報告書）</li> <li>・ 研究会、講習会の抄録集の印刷経費</li> <li>・ コピーによる事務連絡、調査表、各種印刷費</li> </ul>  | ・ 20,000 円を超える経費については、複数業者の比較見積にて価格比較を行うこと。<br><b>【対象とならない印刷経費】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の定期刊行物、広報誌</li> </ul>   |
| 通信<br>運搬費 | 助成事業にかかる経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チラシ、ポスター、報告書等の郵送費</li> <li>・ 事業の事務連絡にかかる郵送費</li> <li>・ 電話、携帯電話、ファクシミリの通信料</li> <li>・ 遠征にかかる機具・用具の輸送料</li> <li>・ 研究会、講習会用具・用品の輸送料</li> </ul>   | ・ 通信料については、専用回線の使用などで、助成事業にかかる使用料が、請求明細で分離明示可能なものを対象とする。<br><b>【対象とならない経費の例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話設置時の加入権</li> </ul>   |
| 賃金        | 助成事業に従事する者に対する雇い上げに必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講演会、大会、イベント会場の設営、後片付け</li> </ul>  | <b>【対象とならない経費】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員、職員の賃金</li> </ul>  |

|      |   |                 |
|------|---|-----------------|
| 保険料  | 助成事業のみを対象として加入する賠償責任保険料や傷害保険料   | ・保険期間は助成期間内とする。 |
| 参加料  | 助成事業のみの大会・研究会、講習会及び文化的事業への参加料   |                 |
| 消耗品費 | 助成事業にかかる用紙、封筒、事務用品等購入に必要な経費<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙、封筒、事務用品</li> <li>・パソコン用消耗品、記録写真用消耗品</li> <li>・安価なスポーツ用品</li> <li>・大会、イベントの看板、横断幕作成費</li> </ul> | ・1品単価1万円未満のこと   |

### ◎ 対象外経費

下記の経費は、助成の対象となりません。団体の自己負担分として予算化してください。

- ・賞品代（トロフィー、楯、レプリカ、メダル等）
- ・飲食代（大会、イベント、研究・講習会等で役員、講師等に対する弁当、食事代、飲み物代）
- ・旅 費（役員・指導者・コーチ・選手・参加者等の交通費と宿泊費）
- ・借上料（バス代・レンタカー代）